

介護予防訪問介護・訪問介護サービス 重要事項説明書

お客様（お客様のご家族）が利用しようと考えている居宅介護サービス業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明いたします。わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：0856-77-0995 担 当：吉賀町ホームヘルプステーション（午前8時15分から午後5時15分）
電話番号：0856-77-0150 担 当：吉賀町ケアマネセンター（営業時間：月～金 午前8時15分から午後5時15分 土日・祝日・営業時間外は電話転送にて対応）
担 当：吉賀町地域包括支援センター・電話番号：0856-77-3123

2. 当事業所の法人概要について

法人各・名称	社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会
所在地	鹿足郡吉賀町六日市580番地4（福祉センター内）
連絡先	電話 0856-77-0136
代表者（役職・氏名）	会 長 斎 藤 勝 輝
設立年月日	平成17年9月30日設立
事業内容	介護老人福祉施設事業・（介護予防）短期入所生活介護事業・（介護予防）居宅介護支援事業・（介護予防）通所介護事業・（介護予防）訪問介護事業・（介護予防）訪問看護事業・（介護予防）訪問入浴事業・（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業

3. お客様に訪問介護サービスを提供する事業所について

事業所名	吉賀町ホームヘルプステーション
所在地	鹿足郡吉賀町六日市580番地4（福祉センター内）
管理者氏名	所 長 滝 元 理 恵
営業日・時間	年中無休 午前6時から午後10時
事業所指定番号	3272100128
事業開始時期	平成12年4月1日・平成18年4月1日（介護予防）

サービスを提供する実施地域	吉 賀 町
事業の目的・方針	<p>目的 要支援・要介護の状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護及び介護予防訪問介護を提供することを目的とする。</p> <p>方針 介護予防訪問介護においては、本人の出来る事は本人にしてもらい、可能な限り居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、要介護状態となる事を予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>訪問介護においては、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>事業の実施にあたっては関係市町村、指定介護予防支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

4. 当事業所の従業員について

(1) 当事業所の従業員は次のとおりです。

職 種	員 数	業 務 内 容	勤 務 体 制
管理者	1名	事業所の管理運営	常勤兼務1名
サービス提供責任者	3名	利用に係る調整・技術指導	常勤2名 常勤兼務1名
事務担当職員	1名	介護保険請求事務等	常勤兼務1名
訪問介護員	18名	訪問介護サービス	常勤10名
			非常勤8名
資格内訳	ホームヘルパー2級	9名	※訪問介護サービス常勤10名（内、兼務1名を含む）
	介護福祉士	9名	

※ 指定訪問介護事業と介護予防訪問介護事業の従業者は兼務とします。

5. サービス内容について

お客様に対しては、次のサービス区分の中から予め計画された内容に沿って、指定の時間帯にサービスを提供します。

尚、サービス提供に当たっては、「介護予防訪問介護計画」・「訪問介護計画」「サービス利用手順書」に沿って、計画的に提供します。

介護予防区分

サービス区分	区分	内容
介護予防訪問介護 I	要支援 1・2	週 1 回程度
介護予防訪問介護 II	要支援 1・2	週 2 回程度
介護予防訪問介護 III	要支援 2	II を越えて提供されるサービス

6. サービス利用料金について

(1) サービスの利用料

◎お客様の訪問介護サービス利用料金（1月）

(介護予防訪問介護)

区分	利用料金	お客様負担金
介護予防訪問介護費（I）	11,680円	1,168円
介護予防訪問介護費（II）	23,350円	2,335円
介護予防訪問介護費（III）	37,040円	3,704円

(訪問介護)

区分	提供時間	20分以上30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上		1時間30分以上30分ごとに加算	
		料金	お客様負担金	料金	お客様負担金	料金	お客様負担金	料金	お客様負担金
身体介護	昼間	2,450円	245円	3,880円	388円	5,640円	564円	800円を加算	80円を加算
	早朝 夜間	2,060円	206円	3,060円	306円	4,850円	485円	1000円を加算	100円を加算
提供時間		20分以上45分未満		45分以上					
生活援助	昼間	1,830円	183円	2,250円	225円				
	早朝 夜間	2,290円	229円	2,810円	281円				

身体介護に引き続き生活援助を行った場合	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに67単位が加算
(例) 身体介護30分未満+生活援助45分	245単位+134単位=379単位

◎お客様の訪問介護サービス利用料金（通院等乗降介助）

区分	提供時間	1 回 に つ き	
		料 金	お客様負担料金
通院等乗 降介助	昼 間	970円	97円
	早 朝 夜 間	1,250円	125円

上記の料金以外に次のご利用料金をいただく場合があります。

1) 初回加算

200円／月（介護予防・訪問介護）

下記の条件に該当して、その後の訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員と同行して訪問した場合

- *新規に訪問介護計画を作成した場合
- *2ヶ月間サービスの利用が無かった場合

2) 生活機能向上連携加算

100単位／月（介護予防・訪問介護）

*サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問に同行し共同でアセスメント・訪問介護計画を作成する。

- *理学療法士と連携し（介護予防）訪問介護計画に基づくサービス提供行う。
- *計画に基づく初回の（介護予防）訪問介護が行われた日から3ヶ月間。

3) 緊急時対応加算

1回につき100円（月2回を限度）（訪問介護）

*利用者またはそのご家族からの要請により、ケアマネージャーが必要と認める居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合

4) 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合はお客様の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金を頂きます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重が重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ・2階以上の居室から、歩行困難なお客様の外出介助する場合

5) 時間帯料金は早朝（午前6時～午前8時）昼間（午前8時～午後6時）

夜間（午後6時～午後10時）の各時間となっています。

6) 訪問介護サービス利用料金表の「お客様負担料金」は「料金」の1割を例示しています。

7) 介護予防・訪問介護サービス利用料金表の金額に特別地域加算15%が加算されます。

8) 介護予防・訪問介護サービス利用料金表の金額に介護職員処遇改善加算8.6%が加算されます。

9) 今後この料金体系は変更する場合があります。その際はお客様に事前に文書をお渡しして、説明します。

◎移送サービス運賃及び料金

初乗運賃	加 算 運 賃		待ち料金
最初の3 km まで	3 km 以上 20 km まで	20 km 以上	10分につき
500円	1 km までごとに 150円	1 km までごとに 200円	200円

※ 割引の対象となる身体障害者福祉手帳をお持ちの場合は提示ください。

(2) 交通費

事業実施地域外で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。

・実費の計算基礎：1 km につき25円

(通常の事業の実施地域にかかる部分はいただきません)

7. 利用料金の支払い時期と支払方法について

利用料の請求	<p>① 利用料は、利用者負担がある場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。</p> <p>② 請求書は、利用明細を添えて、利用のあった月の翌月10日までに利用者宛てにお届けいたします。</p>
利用料の支払い	<p>① 請求書を受け取られましたら、請求月の20日までに、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者指定口座へ振り込み(振込手数料はご負担下さい) 西中国信用金庫吉賀支店 山陰合同銀行六日市支店、JA西いわみ六日市支所</p> <p><input type="checkbox"/> お客様指定口座からの自動振替 西中国信用金庫、JAしまね、山陰合同銀行、ゆうちょ銀行</p> <p><input type="checkbox"/> 現金支払い</p> <p>② お支払いを確認しましたら領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

8. 担当者の変更について

サービスを提供するホームヘルパーの変更を希望される場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。お客様のご希望を尊重して行ないます。

ただし、お客様から特定の担当者は指名できないことと、当事業所の人員配置などにより、ご希望に添えない場合もありますことをあらかじめご了承下さい。

9. 事業者の責務について

(1) 個別サービス計画について

- ① 当事業者は、お客様の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、お客様の「居宅サービス計画（以下「ケアプラン」といいます）」に沿った「個別サービス計画」を作成し、お客様に説明したうえでこれに従って、計画的にサービスを提供します。
- ② 事業者は、お客様がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「ケアプラン」の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行ないます。
- ③ 当事業所は、お客様が「ケアプラン」の変更を希望される場合は、速やかに介護予防支援事業者・居宅支援事業所への連絡調整等の必要な支援を行ないます。

(2) 居宅サービスの提供内容の記録について

お客様に提供したサービス提供の記録は、お客様の要支援認定・要介護認定の満了日から2年間保管します。記録については、お客様とそのご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。

(3) 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護及び使用について

当事業所および従業員がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、要支援認定・要介護認定の更新、変更、サービス担当者会議、医療、保健、福祉の各団体及び事業者との連絡調整、事業所内のカンファレンス、その他サービス提供で必要な場合などで、お客様もしくはご家族の情報を使用する必要があります。この場合は、あらかじめお客様もしくはご家族に説明し同意を得たうえで使用します。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、お客様に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② お客様もしくはその家庭等からの物品等の授受
- ③ お客様のご家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びお客様もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ お客様もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ お客様の預貯金や金融機関での振込み等現金をお預かりする行為
- ⑦ その他お客様もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

(5) 賠償責任について

当事業所の責任において、お客様の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、事業所はお客様にその損害を賠償いたします。

10. 守秘義務

事業者は、従業者を雇用するにあたり文書にて明示することにより正当な理由なく、その業務上知り得たお客様又は家族の秘密が漏れることがないように厳重に管理し、その業務を退いた後も同様とします。

11. 事故発生時の対応

事業所が利用者に対して行う予防訪問介護・訪問介護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当事業所が利用者に対して行った予防訪問介護・訪問介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 緊急時の対応

サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、お客様の主治医にご連絡するとともに、必要な対応を行ないます。主治医と連絡が取れない場合は救急搬送等必要な措置を講じます。その際、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	病院名及び所在地
	主治医氏名
	電話番号
緊急連絡先 (家族等)	住所
	電話番号

13. 相談・苦情窓口

当事業所では、利用者からのご相談、苦情に適切に対応するため下記のとおり窓口を設置しています。ご遠慮なくお申し込み下さい。

《窓 口》

○苦情解決責任者 坂田 陽子 (在宅福祉部長)

☎0856-77-1777

○苦情受付担当者 滝元 理恵 (所 長)

☎0856-77-0995

○第三者委員

1) 小田 敦子 (☎0856-77-0877)

2) 斎藤 善登 (☎0856-78-0716)

3) 三浦 貞光 (☎0856-79-2710)

4) 永安留美子 (☎0856-79-2777)

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

《行政機関その他の苦情受付機関》

当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情については下記の窓口でも受け付けいたします。

吉賀町役場 保健福祉課	所在地 鹿足郡吉賀町六日市750番地 電話番号 0856-77-1111 FAX番号 0856-77-1891 受付時間 月～金8:30～17:00（祝祭日を除く）
島根県国民健康保険 団体連合会	所在地 松江市学園1丁目7番14号 電話番号 0852-21-2811 FAX番号 0852-21-3550 受付時間 月～金8:30～17:00（祝祭日を除く）
島根県運営適正化委員会	所在地 松江市東津田町1741-3いきいきプラザ内 電話番号 0852-32-5913 FAX番号 0852-32-5984 受付時間 月～金8:30～17:00（祝祭日を除く）